

歯科技工所（廃止・休止・再開）届

どんなときに

歯科技工所を廃止したとき。

いつまでに

休止、廃止又は再開後 10 日以内

届出に必要な書類

書類は正副 2 部提出してください。（1 部は保健所提出、1 部は開設者控え）

・ **歯科技工所廃止届**

注意・その他

- ・ 開設者が死亡又は失そう宣告を受けたことによる場合は、届出義務者の住所及び氏名も記入してください。
- ・ 担当者が不在の場合がありますので、申請書・届出の提出や窓口での相談の際は、事前に窓口までご連絡ください。
- ・ 代理人による届出は委任状を持参してください。